

Title	英国に於ける労働者階級の発生
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1929
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.23, No.1 (1929. 1) ,p.23- 74
JaLC DOI	10.14991/001.19290101-0023
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19290101-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

て是認せらる可きに非ざることは必ずしも John Neville Keynes の言を俟つて初め
て知る可きに非ざるなり。(The Scope and Method of Political Economy, 1891, pp. 324 ff.)

英國に於ける労働者階級の發生

野村 兼太郎

英國が第十八世紀末に於いて産業革命を惹起し、新しい工場制度を設立するに
至つたが、かくの如き制度の下に於いては當然多數の無産労働者の存在を必要と
する。如何にしてかくの如き労働者の集團が英國に於いて存在するに至つたか
を明かにするのが本論文の目的である。勿論個々の労働者の個人的事情に依る
發生には例外的なものが少なくないであらう。しかしこゝでは如何なる社會狀
態に依つて、如何なる階級の者が無産労働者となるに至つたかを全般的に説明し
ようとするのである。即ち英國に於ける産業革命に際し重要な役割を演じ、現
在社會の重要な分子を構成する賃銀労働者の淵源を探らんと欲するのである。

かくの如き廣範な問題を一小論文中に纏めることは甚だ困難であり、又動もすれば概括に過ぎて真相を誇張し過ぎる恐れがある。それ等の危険があるにも拘らず敢てこれを試みる所以は彼等の發展過程の中に、ある必然性を認め、又それが英國産業革命の本質を正當に理解する上に必要なことであると考へたからである。英國は人のよく知る如く近世に至るまで殆ど全く純粹の農業國であつた。従つて今無産労働者階級の發生を観察する上に於いても、先づ所謂農業労働者について觀察しなければならぬ。然るに農業労働者の存在はかなり古い頃に遡ることが出来る。云ふまでもないが、こゝに農業労働者と云ふのは狹義のものである。この場合中世マナー制度に於ける自由小作人や隸農は含まれてゐない。即ち純然たる勞力を提供してそれから得る收入を以つて生活する人々を意味するのである。かく云へば人は直ちにマナー時代の初期に於けるコッター(*colter*)又はボオダア(*Bordar*)の存在を聯想するに相違ない。私は先づこれ等のコッター又はボオダアと呼ばれる者が如何なる者であつたかを明かにすることに、この研究の出發點を求めようと思ふ。何故ならばこゝに出發點を求めることが、この問題

を解決する上に最も容易であり、又最も妥當であると考へたからである。即ち彼等は中世後期に多く生じた農業労働者と、少なくとも表面的には同一系列に立ち、又それ等の農業労働者は明かに近世工場が無産労働者階級の一部分を形成するに至つたものであるからである。

私は今議論の便宜上、コッター及びボオダアの言葉の意味から始めようと思ふ。アッシュレーの推定に従ふと、ノルマン人の英國征服後三世紀の間に、ノルマン人の輸入したボルダリユス(*Bordarius*)と云ふ名稱が古英語のコトマン(*cothman*)或いはコッターに變つたのであらうとのことである。(W. J. Ashley, *An Introduction to English Economic History and Theory*, Part I. 1913, p. 8)コッター及びボオダア何れもその意味は小屋を所有する者の意である。近世英語の *colt*, *board* の語と同一起源である。この點に於いてアッシュレーの推測は當れるが如くである。しかし彼自身その註に於いて示してゐるやうに、兩者を區別して使用してゐる場合が少なくない。(Ashley, *op. cit.* Part I, p. 50)メイトラムドの云ふところに従へば、ヴィラニ(*villani*)即ち隸農とボルダリ及びコタリーの三階級はある重要な目的に對しては全く同一

階級を形成したと云つてゐる。従つてヴィラメスと云ふ言葉は全體總括して使用されることもあれば、又それ等三つの中の一つを指示することもあつたと云ふ。(F. W. Maitland, *Domesday Book and Beyond*, 1921, pp. 38-9) しかしかう云ふ言葉の混同は學術的嚴密さを有さぬ實際的現象に於いてはあり勝ちのことである。故にこゝで言語上のみから解決を求めんとすることは無理であると云はなければならぬ。

隸農と他の二階級とを混同することは、假令マナア耕作上の重要な目的に對し同一立場に立つとしても、又それ等が時に同一稱呼を以つて呼ばるゝとしても、なほ不當であるとしなければならぬ。何故ならば兩者の間には本質的相違がある。そしてこの相違がこの場合甚だ重要なのである。即ち隸農は領主から一ヴィルゲートの耕地を與へられてゐる者である。ヴィルゲートは又時にヤードランドとも呼ばれ、通常三十エカアからなる。そして彼等はその代償としてかなり大なる義務を負担してゐる。毎週領主の本領を耕作する義務、臨時の附加的勞働、その他の雜務を行はなければならなかつた。しかし彼等の生活はそれに依つ

て十分に保證されてゐた。換言すれば封建的恩顧關係に基き、彼等の生活は大體安定してゐた。

然らばボオダア及びコッタアは如何であつたかと云ふに、彼等の中には十エカア、八エカア、五エカアと云ふやうに相當大なる耕地を有する者もあるが、それ等は例外である。多くは一又は二エカアの土地と一軒の小屋を有してゐるに過ぎない。(Ashley, op. cit. Part I, p. 3) 即ち彼等の社會的地位は法律上隸農と異なるところない。しかしこの僅少なる土地を保有するに過ぎなかつたと云ふ事實が彼等の地位を隸農とは甚だ違つたものにしたのである。彼等が領主に對する義務はその與へられてゐるところが少ないだけ、それだけ輕微であつた。即ち一週に一日の勞役を提供するに過ぎなかつた。通常それが月曜日であつたから、*ルンデナリ* (*lundiarii*) と屢々呼ばれてゐた。(E. Lipson, *An Introduction to the Economic History of England*, 1920, p. 44)

本論とは少しく關係を離れるが、この毎週の仕事が多く月曜日に定められてゐたと云ふことから、*アングロサクソン時代のコットセル* (*coetselic*) に筆を及ぼす

ことを許して貰ひたい。サクソン時代後期の農民階級を明示する唯一の文獻は *Rectitudines Singularium Perstonarum* である。同書には *thane, genat, cotsetle, gebur* の四種の階級について順次説明してゐる。シイボームはこの最後の二階級を *genat* の小分けであると云つてゐる。(F. Seeborn, *The English Village Community*, 1915, p. 130) しかし同書の原文について考へる時には必ずしも小分けであると云ふことは明瞭ではない。メレヂスはこのことについては何等の説明なく四階級に分類してゐる。(O. Meredith, *Outlines of the Economic History of England*, p. 9) 私も特別に證據のない限り別個のものを見る方が正しいやうに思はれたから、他の場合は同じく四種併記して置いた。(拙稿、英國經濟史改造社版經濟學全集所載何れにしてもこの *cottager* と *thorpe* は後の *cottar* の前身と見るべき點が多い。その名稱の類似は云ふまでもない。その義務も一年を通じて毎月曜日及び收穫時に三日と云ふが如く著しく類似してゐる。そこでかう云ふ推斷を下しても甚しい間違ではないであらう。ノルマン人の征服後に於ける *cottar* 又は *boodgar* はサクソン時代にあつた *thorpe* と *thorpe* —— 即ち牛を有せず、數エカアの土地を所有するのみで、

従つて共同耕作の一部に参加し得ない農民と性質上同一系統のものである。しかし場所に依つてはノルマン系統の *boodgar* の方が被征服者たるサクソン系統の *cottar* よりも多少優越的地位にあつたこともあらう。

私は再び *cottar* について論を進めよう。上述の如く *cottar* は僅かな土地より保有してゐない。加ふるにその義務は少ない。即ち一方耕作より得らるゝ食料は一家を養ふに足らず、他方労働し得る時間をかなり多く有つてゐることになる。そこで當然他の者に雇用されて労働に従事し、それに依つて一家の生計を補充するに至る。彼等は直接領主に使用さるゝこともあれば、又は隸農に使用さるゝこともあつたらう。かくの如き臨時の豫備的労働力は、農業の如き繁閑の差の甚しい産業にあつては必要な者であつた。これ等の點に後の賃銀労働者と類似の點を發見し得る。リップソンは經濟的發展の初期にすでに村落制度を没落せしめ、又近世産業社會の經濟的基礎となつた賃銀労働者階級が現れてゐると云つてゐる。(Lipson, *op. cit.*, p. 45) しかしそれはその端緒を示したと云ひ得るのみである。彼等を以つて賃銀労働者階級と見做すことは出來ない。唯それ等と本質

上相通ずる點を有してゐたことに於いて、又後に農業勞働者の一群を構成する基礎となつた點に於いて重要であると云ふに過ぎない。それ等について續いて論を進むべきであるが、こゝに一瞥を要する議論がある。それはハスバツハの議論である。

ハスバツハはコッタア及びボオダアを述べた後、次ぎのやうに述べてゐる。「最後に家及び菜園だけを有する者があつた。彼等は生きさんがためには働かなければならなかつた。彼等の大多數は村の工匠——鍛冶屋、石屋、大工、その他であつた。大部分彼等は自由及び非自由の村民の子孫で、人口が増加したために、傳來の耕地では仕事をすることも、持續してゆくことも出来なかつたが、何處かで職を得るよりよい機會があるまでそこに止まつてゐた者である。彼等は勞働階級が形成され得る又マナアの領主のために勞働力の豫備軍を形成する資料を具備してゐた。」(W. Hasbach, A History of the English Agricultural Labourer, p. 7)

これと同じく村落に於ける職人階級の存在を認むる者にアーンル卿がある。(Lord Ernle, English Farming, Past and Present, 1922, p. 22) この職人階級が發生するに

至つたことは恐らくかなり古いことであらう。しかし彼等は必ずしもハスバツハの云ふが如く、人口増加、傳承耕地の不足から生じた者ではない。むしろ必要に應じて特にその方面に優秀なる技術を有する者が選ばれてその業務に従事したと見るべきであらう。このことはサクソン時代末期の状態を示す文獻、賢明なる代官について「(Be Gescendwisan, Gerefan)の中で、代官はもし器用な者があつたなら、彼に道具を與へ、それぞれ必要物を作らせるやうに心得べきことを述べてゐることに依つても推測することが出来る。しかしハスバツハの記述はこれをやゝ永い時を経過したものと見れば、勞働者階級の發生論としては正しい。唯職人の發生に依つて勞働者階級が構成されたのではない。否初期マナアに於ける職人は、よし後の勞働者階級構成の一分子となつたとしても、それは傍系に過ぎない。このことは以下論ずるところに依つて自ら明かになることと思ふ。

二。

上述の如くマナア時代初期のコッタア及びボオダアは近世の勞働者階級と同視することは出来ない。彼等はマナアの封建的經濟組織内の一分子として、農

業上の臨時的勞働力の供給者であつた。しかし彼等は何れも他人のために勞働し、それから得らるゝ収入なくしては生活し得ぬ人々であつた。しかもそれ等が一定の慣習に依つて必ずしも毎年興へらるゝとは限らない。そこに彼等の社會生活の不安定が存在してゐる。かくの如き地位に立つ農業勞働者が漸次にその數を増加して來ることは人口の増加に伴ふ必然的現象である。

當時に於ける人口増加の正確なる統計を求むることは不可能である。Domesday Book 調査當時の人口を百五十萬又は二百萬と云ふが如きも全く一の推定に過ぎない。ノルマン人の英國に侵入した當時に於いて英國の文明が如何なる程度であつたか。又英國と他の國々との關係が如何なるものであつたか。これ等の問題を解決することはかなり困難なことであるが、大體に於いて初期マナーの生活は自給自足を主とするものであり、初期の市場は農産物の餘剰を賣買したに過ぎないであらう。その後外國品が少量ではあるが輸入され、漸次に人々の欲望が複雑となり、又他方職業的分岐が起つて來たのである。例へば初期商人ギルドの發達の如きである。

商人ギルドの萌芽をサクソン時代に求める者は少なくなら。例へばトムソン (James Thompson, An Essay on English Municipal History, 1867, pp. 14-5) やコネル (Cornelius Walford, Gilds: their Origin, Constitution, Objects and Later History, 1888, p. 20) やマートン (W. Stubbs, Constitutional History, Vol. I, pp. 447-451) やブレンタノ (L. Brentano, On the History and Development of Gilds; Die Arbeitergilden der Gegenwart, Erster Band, 1871; Eine Geschichte der wirtschaftlichen Entwicklung Englands, Erster Band, 1927, S. 233) 等の論者である。しかしサクソン時代のギルドは大體に於いて宗教的であつて、商業的ではない。その實際的證據に至つては頗る薄弱である。(拙著「英國資本主義成立史」一九二八年版一三三—一四一頁參照) 従つてグロスの主張するが如く、ノルマン人の英國征服以後に發生したものと見るべきであらう。(Charles Gross, The Gild Merchant, 1890, Vol. I, p. 2.)

ノルマン人の英國征服以後、商人ギルドが發生し、漸次にその商業的機能を發達せしめたことは、さらに後に手工業階級の組合たるクラフト・ギルドの分岐を促がした。こゝにこれ等の事項について詳論する必要を認めない。唯かくの如き職

業的分岐の背後には當然人口の増加が存してゐたことを承認され、ばよいのである。

かくの如き人口の増加は一つは國內に於ける人口そのもの増加と外國からの移民に基くものとある。英國民自體の増加はすでに前述したやうに、從來の傳承せる土地のみでは不足を來たし、それ以外に勞働に依つて生活せんとする新階級の發生を促がした。それ等については後に詳述する。外國から來住せる人々については多少問題がある。先づ初期移民そのもの、有無についてさへ議論がある。

アッシュレーがカンニンガムの *The Growth of English Industry and Commerce* の第二版を批評し、外國移民の問題に對し論及してゐる。カンニンガムはノルマン人の英國征服後、間もなく外國工匠の大移民があつたと云ふのに對し、アッシュレーはこれを否定し、エドワード三世の時代に於ける織工の最初の大移民の以前にはかくの如き運動はなかつたと云ふのである。私は今こゝにそれ等について兩者の議論の根據を詳細に紹介しようとは思はない。これに關心を有する讀者はカンニ

ンガムの前掲書新版附録E、ノルマン及びアングロサクソン朝に於ける外國職人の英國移住を参照する、がよい。要するにこの時代の證據は甚だ不十分である。しかしカンニンガムの指摘するが如く、第十二世紀以降に於ける英國商工業の急進なる發達は外國よりの職人の移住に依つて刺戟されたものであることはこれを否定することは出来ない。但しどのくらい多數の移住者がこの時代に存してゐたかは全く不明である。かつ熟練せる外國織工の移住に依つて刺戟されたことは事實としても、それ以前に英國それ自體のこれに對する要求の存在してゐたことをも考慮に入れなければならぬ。アッシュレーがエドワード三世の時を以つて外國織工移住の最初を見ることは、政府が意識的にその來住を歓迎した最初のものとして云ふのならば、恐らく正しいであらう。(Ashley, *Economic History*, Part II, p. 195.)

しかしそれ以前に彼等の來住がなかつたとは斷定し得ないであらう。何れにしてもこゝでの問題はこれ等外國移民の英國労働者階級發生との關係である。初期に於いては英國の産業組織が甚だ幼稚であつたから、これ等の移民はその手工業の發達に對し多大なる貢獻あつたものと見るべきであらう。第十

四世紀以降に於いても、この種の移民は多く歓迎さるゝところであつた。しかし彼等が直接近世の労働者階級を構成する一分子となつたとは思はれない。唯彼等に依つて多少刺激を受けた手工業の發達は工匠の自覺を促がし、クラフト・ギルドの形成となつた。クラフト・ギルドの設立は後に述ぶるが如く、純然たる賃銀労働者階級の一構成分子たる日雇職人ジョブマンの發生を促がす基であつた。

私は以下近世労働者階級の構成を論ずるに當つて、こゝに先づ概括して置くのが便利であると思ふ。近世の賃銀労働者を構成したものは先づ内地の組織の變化から生じたものと、外國よりの移民に基くものとに分かつことが出来る。上述の如く初期に於ける農村の手工業者或ひは外國からの移住者は未だ近世的意義の労働階級を構成するに至らない。然るに第十六世紀頃より漸次に新階級を構成する傾向を示して來た。私は先づ第一の内地産業の發達に基くものを二個の方面から觀察し得ると思ふ。即ち農業労働者とギルドの日雇職人である。さらに他方近世期に於ける封建組織の崩解が下級武士階級をしてこの何れかの方面に向けた。故に内地の社會組織の變化は無産労働者階級を形成するに三方面

より預つて力があつたわけである。さらに最後に外國、殊にスコットランド及びアイルランドからの近世に於ける移民がある。しかしこれ等はむしろ産業革命當時に屬する後の影響であるから、こゝでは論じない。故に以上の他の諸點につき以下順次にこれを説明しようと思ふ。

三

最初に農業労働者が如何にして發生するに至つたかを明かにしよう。前述したやうにコッターやポオダアは一種の農業労働者である。しかし兎に角少なしと雖も一定の耕作地を有してゐる。然るにマナー組織も時の経過するに連れて漸次に變化し、こゝに何等の財産をも所有せぬ純粹の農業労働者を發生するに至つた。

農業上の變化は多く徐々に行はれる。しかし一定の耕地を一定の者に略同様の方法を以つて耕作せしむる組織は人口の増加と共に常に困難に陥入らざるを得ない。マナー組織に於いても同じく徐々ではあるが、同様の困難に近づいて行つた。恰も我國の徳川時代に於いて一定の扶持を與へられてゐる武士階級が子

孫の多くなるに従ひ、困窮になつたと同様に、英國に於いても同様の困難を感じ、封建治下の傳來の慣習をそのままに繼續することは困難になつて來た。即ち領主自身も何等かの方法を以つて収入の増加を計る必要に迫られたのである。殊に文明の進歩するにつれて、彼等の經濟的生活は一般に向上して來た。かゝる場合もし何等か収入の増加を計り得ることがあれば、彼等は假令從來の傳統的精神に反することであつても喜んでこれに従つたであらう。従つて多くの手段が講ぜられたらう。例へば都市から特許料をとつてこれに自由を附與するが如きである。市場を監理するが如きである。それ等を除いても、マナー内部に於いては二つの著しい傾向が現れて來た。即ち勞役の貨幣化と領主の本領の集注化とである。

從來マナーの領主は隸農、その他の小作人に強制的に勞役に従事せしめ、自己の本領を耕作させてゐた。かくの如き方法が領主にとつても、又小作人にとつても不利益であることは論ずるまでもあるまい。即ち領主の方面から云へば、隸農等の勞働を監視し、取締る上に甚だ困難である。又かくの如き強制的方法が能率を擧げる上に甚だ不適當であることは明瞭である。加ふるにそれ等を十分に行はんとすれば、徒らに多くの費用を必要とする。他方隸農等の立場から見ても同じく不利益である。殊に隸農の如く相當の耕地を有する者にとつて、その勞力の一部を領主のために割くことは通常時に於いても決して望ましいことではない。況んや收穫時の如き農繁期に強制的に勞働を徵集されることは少なからざる苦痛である。従つて隸農等がそれ等の勞役に對し貨幣を代納することを喜んだのは當然である。(Lord Erle, *op. cit.*, pp. 39-40)

しかしこの代納制度を可能にするには少なくとも二つの条件を必要とする。即ち第一は貨幣が一般に相當流通してゐることである。このことについてはこゝで詳論しない。一二七五年にユグヤ人の高利貸に高利を取ることを禁じたことによつても推測し得る。(Rogers Ruding, *Annals of the Coinage of Britain*, Vol. I, p. 367) 要するにマナーに於ける自足自給の經濟が漸次に破壊され、一つの村落と他の村落又は都市との交易が盛んになつて來たのである。すでに述べたやうに、最初は農村の餘剰産物を交易する市場が存在してゐたに過ぎない。然るに次第に擴大

されて來た市場は所謂商品市場となつて來た。かくして都市に於ける貨幣の流通が盛んになつて來た。マナー自身もその自給自足的性質を全然放棄するには至らぬまでも漸次に商品生産の傾向を示して來たのである。なほこのことについては後に述べる機會があると思ふ。

貨幣代納制度の第二の必要なる前提は領主の欲する時に何時でも容易に勞働者を雇用し得ることである。それには賃銀勞働者——即ちその生活の全體、少なくともその大部分を賃銀勞働に依つて獲得する農業勞働者の増加を必要とする。如何にしてこの種の勞働者が増加するに至つたかは甚だ明瞭である。前述せる如くコッターやポオダアはこの種の勞働者に近いものである。彼等は僅少の小作地を保有するに過ぎない。従つてその人口の増加すると共に益、賃銀勞働に依頼する必要を生じた。又他の階級の者が同じ原因から農業勞働者となつた。時には隸農にして領主の束縛を厭ふ者がもし力があれば自由農民となつたが、然らざる時には單なる勞働者と變じた。このことを明瞭にするためには少しく小作制度の變遷を述べて置く必要がある。

小作制度は從來は勞役的義務を附隨したこと前述の如くである。然るにそれが貨幣代納に變ずる前後から次第に變つて來た。從來領主の代官たるペエリフが耕作を監督してゐたのであるが、それ等の監督は繁雜に耐へないので、自然領主が一定の金額を以つて、自由農民に土地を貸與する形式が生じた。その際單に土地ばかりでなく、穀物の種、農具一式、納屋等を一緒に貸與した。これを *the land and stock system* と云ふ。時には領主の本領をもかくて自由農民の手に移つたところも少なくなかつた。この制度は記録に従へばすでに一二七九年に起つてゐることである。(A. E. Bland, P. A. Brown, R. H. Tawney, *English Economic History, Select Documents, 1914, p. 79*) それは一般に貨幣制度の發達と共に盛んになつたが、他方又これに依つて貨幣經濟は促進されたのである。故に束縛を欲せざる隸農は一部は自由農民となり、一部は農業勞働者となつた。この束縛を脱するためには時に相當の料金を納附する必要があつた。しかし一般に大して困難なことではなかつたから、第十四世紀頃までにはかう云ふ農業勞働者は急速に増加した。(Lipson, *op. cit., p. 81*) これ等の事情から農業勞働者の最初の一群が先づ發生したのであ

る。

マナー内部に起つた第一の變化たる貨幣代納制度が農業勞働者の一群を生じたが、第二の本領の集注化が如何なる結果を生じたであらうか。この傾向は早くも第十二世紀末に現れ、さらに今まで共同使用地であつたところをも圍墻してゐる (Lord Ernle, *op. cit.*, p. 32) 勿論これは例外的なものであり、ある一地方に惹起されたものに過ぎない。しかし漸次にこの傾向が強まつて來たことは否定出來ない。何故にかくの如き現象が強くなつて來たかと云へば、恐らく代納制度の場合と同じく領主の經濟的利益からであらう。即ち領主がその雇用せる農業勞働者を監督する上から云つても、又それ等の勞力の經濟から云つても、一ヶ所に集注することが甚だ有利であつたからであらう。

然るにこゝに上述の圍墻 (Enclosure) が急激に行はるゝに至り、終に農業勞働者に甚大なる影響を與ふる事情が発生するに至つた。それは他方又マナー組織を根本的に破壊するものではあつたが、その基本に存する觀念はすでに前述したそれ以前に存する領主の收入増加に對する要求である。即ちそれが轉じて私がす

でに他の場合に於いて論述したことのある農業の資本化となつたのである。(拙稿「産業革命前に於ける英國社會狀態概論」本誌第二十二卷第八號四〇頁參照) このことは勞働者階級の發生に重要な關係があるから項を改めて次ぎに少しく詳論しよう。

四

英國に於いて圍墻運動が盛んになつた根底には二個の事情が認められる。一つは黒死病の流行であり、今一つは農村の商業資本化である。黒死病の流行そのものについてはこゝに論ずる必要はない。一三四八年から一三五〇年にかけて大流行をなし、さらに一三六一年、一三六八年、一三六九年にそれぞれやゝ程度は弱かつたが疫病が流行した。その結果こゝに著しい人口の減退を見るに至つた。今日黒死病流行に依る死亡者の數を正確に知ることとはもとより困難である。殊に當時の人々は慘害を目前に見てゐたのでその算定は多く甚しく誇張されてゐる。甚しきは人口の十分の九を失つたと云つてゐる。又好んで引用されるノルウィッチに於ける一三四八年の疫病死亡者五萬七千三百七十四人と云ふのは、

その數字が明確なだけ一般に信用されがちであるが、クレイトンの指摘するところに依れば、五萬は一萬の讀み誤りであらうとのことである。(Charles Creighton, A History of Epidemics in Britain from A. D. 664. to the Extinction of Plague, 1891, Vol. I, pp. 129-130) しかし恐らく少なくとも全人口の三分の一は黒死病に依つて失はれたと推定されてゐる。この人口の著しい減退は、假令黒死病流行後の出生率の増加に依つて補はれたとしても(J. E. T. Rogers, Six Centuries of Work and Wages, 1884, p. 226) 急にその當時の勞働力の不足を補ふわけにはゆかない。かくの如き農村に於ける勞働力の不足は當然こゝに勞銀の騰貴と地代の下落とを生じた。

他方トオニイの指摘するが如く、英國々民生活の商業化が起つて來た。(R. H. Tawney, The Agrarian Problem in the Sixteenth Century, 1912, p. 3) 勿論後に起つたやうな商業資本の優勢には至らない。唯各領主の收入増加の欲求が、俗領主たる宗教團體たるを問はず、一步進めて營利的傾向を強むるに至つたのである。この傾向は一般農民の間にも擴がつて來た。しかし特に地主側に於いて著しく現れて來たのは、前述せる黒死病の影響に依つてである。地主が當時土地を最も有利に

使用する方法には牧羊に如くものはない。即ち牧羊は耕作よりも勞働者を要すること遙かに少ない。このことは勞働者缺乏し、勞銀騰貴せる當時に於いて甚だ有利である。加ふるに當時國內の穀物の供給を安固にするために、穀物の價格が騰貴すると輸出を禁止したから、その利益は甚だ大なるを得ない。之に反して羊毛は英國の氣候風土に適し、その良質にして豊富なることは古來有名である。殊に對岸フランダースの織物業が盛んになると共に、羊毛の需要は益々大となつた。牧羊業の有利なること極めて明瞭である。収入の増加を計らんとしてゐた地主階級がこの事實を看過する筈がない。加ふるに黒死病はその農業上の一大改革を行ふべき機會を與へたのである。一般に從來の耕作を廢して、牧羊に轉ずる傾向を生じ、こゝに所謂圍墻運動なるものを惹起したのである。

私は以上圍墻運動の依つて起つた所以を概略述べた。そこで次ぎにかう云ふ圍墻運動と勞働者階級との關係を述べなければならぬ。圍墻は前述の如く決して突然に起つたものではない。すでにその傾向は早くから現れてゐるが、第十五世紀の中頃以降、牧羊が盛んになると共に、急激に行はるゝやうになつたのであ

る。その後多少の差異はあつたが、大體第十九世紀まで繼續してゐた。殊に第十
五世紀後半に農村に急激な變化を與へたために、當時の人々はその結果を甚しく
誇張して考へた。當時の多くの著作を見るならば、如何に圍墻運動が時人に深い
印象を與へたかを知ることが出来るくらゐである。社會組織の激變は、假令それ
が一部分に過ぎなくとも、その當時の人々には甚しきものゝ如く感ぜられるのが
常である。例へば牧羊のために約三十萬の農民がその職を失なつたと云はれ、又
中部諸州、即ち當時最も盛んに圍墻の行はれた地方では、四五百の村落が無住の地
となつたと云はれてゐる。しかし勿論これ等は誇張されてゐる。大體に於いて
全面積の五パーセントは第十五世紀の中頃から第十六世紀末までに圍墻されたも
のを見てよからう。(Lipson, op. cit. p. 159) かくの如き圍墻の結果、多くの農民がそ
の職を失なつたことは否定し得ない。しかしそれ等の状態については今少しく
詳細に調べて見る必要がある。

前述したやうに黒死病流行後、賃銀の著しい騰貴を生じた。従つて一般小作人
は自分の土地を耕作してゐるよりも、むしろ勞働者となつて雇はれる方が利益が
多かつた。殊に隸農に至つては領主に對し勞役義務があつただけ、それだけ一層
賃銀勞働者となる方が利益であつた。従つて隸農のマナア逃走が頻繁になつて
來た。勿論隸農の逃走は決して新しいことではないが、この頃になつて特に著し
くなつた。即ち隸農の一部が純農業勞働者階級を構成するに至つたのである。
さうにこの時代に於けるマナアの領主と農民との關係を分析して見ると、勿論
すべての地方に於いて同一であつたと云ふことは出来ないが、大體農民の方面に
二種あつたことを注意する必要がある。一つは古い慣習的義務は最早殆ど全
く負擔してはゐないが、依然としてマナアの土地を借用し、これを耕作してゐる人
々である。他の一つは全然土地と關係のない農業勞働者である。鍛冶屋、屋根屋、
大工等をも含むものである。これ等兩者は立場が相違するからして、領主に對す
る利害關係も自ら異なつて來る。領主は前述の如く収入の増加を欲してゐる。
従つて賃銀の低下を希望すると共に、古い慣習的勞役の復活を企てることゝなる。
第一種の農民は他の農業勞働者を雇用してゐる關係上、賃銀の低下はむしろ望ま
しい。しかし慣習的勞役の復活には極力反對する。その點に於いて他の農業勞

働者と共に利害が一致する。然るに政府は一三四九年、一三六一年、一三七七年、繰返し法令を發して、領主の權限を認容した。この事情は明かに前述せる隸農逃亡の傾向を強めることになつた。又領主對農民の争を惹起せしむる一因を構成したのである。(Charles Oman, *The Great Revolt of 1381*, 1906, pp. 5-6)

第十四世紀末に於いて惹起された幾つかの農業一揆はそれ自體としては近世勞働者階級の發生に重要な關係を有するものではない。それ等一揆の行動が少しも統一あるものでもなく、又階級的意識に基いたものでは勿論ない。全く彼等の心中に存する一般的な不平や不安が附和雷同的に勃發したに過ぎない。しかし私は二つの點に於いてこれ等の事件の意義を認めたい。一つは直接事件の近因となつた人頭税賦課のことである。他の一つはかくの如き一揆に依つて英國の過半が全く無政府の状態に置かれたことである。先づ前者について略述しよう。

一三七七年に先づ僧侶を除きすべての者から人頭税四ペンスを徵集し、次いで間もなく僧侶にもこれを適用した。さらに一三七九年四月には十六歳以上の全國民に課税し、その間に等級を附し、上は貴族の四磅から、下は單純なる勞働者の四ペンスに至つた。次いで一三八〇年十一月三度人頭税を徵集し、十五歳以上の者に三グロウト(一グロウトは四ペンスに價す)又は一シリングを賦課した。その徵集方法は各都市又はマナーを一纏めにして納附せしめ各自十四歳以上の住民の數に依つて總額を決定した。そして各都市又はマナーはその住民の財産高に従ひ、各人の負擔額を割宛てた。但し裕福なる者と雖も、彼自身とその妻との分が一磅を越ゆることなく、又貧者と雖も彼自身と妻との負擔額は四ペンス以下たることを許さなかつた。(E. P. Cheyney, *An Introduction to the Industrial and Social History of England*, 1914, p. 113) かくの如き人頭税を課する必要が生じたのはこの頃からすでに王室の財政状態が次第に困難になつて來たからである。從來租税は大體に於いて土地及び一般財産に對して課せられてゐた。その課税が不動産から動産に移つた、ために、動産所有者が漸次に社會的勢力を得て來たが、今こゝに人頭税の如きものを課するに至つて、所謂租税負擔者の範圍は一時的ではあるが擴大されたわけである。代表者なきところに課税なしと云ふ從來の慣習に従へば、かくの

如き課税は不當である。しかし他方かくの如き課税を必要としたところに、一般國民がその地位を覺醒する機縁を作つたものと見られる。勿論當時の一揆が自覺的行動でなかつたことは前述の如くであるが、このことは次第に彼等の社會的地位が重要になつて來たことを暗示するものであらう。

第二に農民の暴徒が首府ロンドンを始め英國の過半を無秩序に陥入させたことは明かに農民をして團體的行動の効果を知らしめたものである。又他方それ等の暴動が極めて迅速に各地に波及したにも拘らず、甚だ容易に處理されたところにこれ等の事件の特徴がある。即ちこれ等の事件は非組織的ではあつたが、彼等隸農間に團結的勢力の自覺を惹起せしめ、封建的束縛を弛緩せしめたところにこれ等の意義を認めざるを得ない。

五

以上の考察に依つて農業勞働者が漸次に増加して來たことは明かになつたと思ふ。しかしこれ等の勞働者がもし依然として農村に止まつてゐる限りに於いては、未だ近世の勞働階級の機能を十分に行ふものとはなり得ない。換言すれば

これ等の勞働者が都會なり、又はある工業の中心地への移動が自由に行はれなければ、假令多數の勞働者が生じたとしても、それ等は近世的意義を有するものではない。即ち彼等が新産業組織の構成者となり得て始めて近世勞働者階級の特質を現はすに至るのである。

然らばこの時代に農民の移動が十分に行はれたらうか。前述の如く隸農が他のマナアに逃亡して純粹の農業勞働者となつたことはかなり行はれてゐたが、概して云へば農業勞働者の移住にもかなりの困難の存してゐたことを認めなければならぬ。私はこれを自然的障害と法律的障害とに分かつて説明したいと思ふ。先づ前者について説明しよう。

私がこゝに自然的障害と云ふのは、嚴密な意味では自然とは云へないが、交通機關の不備と農民の愛郷心を指すのである。中世に於ける旅行が如何に困難であり、又危険であつたかについては敢てこゝに絮説する必要はあるまい。殊に路傍の森林や叢は屢、盜賊の住家となり、旅人に危害を加ふるが如きは決して珍しからぬことであつた。(Trevisa, Burtholomew, Lib. XVII. C. 142. "There is place of hyding

and of lurking : for oft in woodes theves ben hyd and oft in theyr awaytes and disceytes passinge men comethe and ben spoyled and robbed, and oft slayne. And soo, for many and dyvers wayes and uncerten, strange men ofe erre and go out of the waye : and take uncerten waye and the way that is unknowe, tofore the way that is known : and come ofe to the place there theves lye in awayte, and not without peryll." G. G. Colton, Social Life in Britain, 1919, pp. 425-6) よしんば勞働者は何等財産を所有してゐなかつたとしてもなほ一家と共に移動することは決して容易なことではなかつた。加ふるに彼等は決してその生れ故郷を去ることを好んではゐなかつた。唯彼等の困窮が彼等を馳つて止むを得ず他郷に走らせるに至るのであつた。

上述の理由を基礎とする限りに於いて、かの屢々規定された定住法、殊に一六六二年の定住法は有効であつた。英國の農業人口が第十七世紀以降絶對的減少を示してゐることについてはすでに本誌第二十二卷第八號の前掲論文中に指示して置いた。職を失なつた貧民は農村を脱走し、かくて多くの浮浪人を生ずるに至つた。それ等の浮浪人は屢々最も富有なる地方に集まり、その住民に種々なる危

害を加へる惧れがあつた。一六六二年の定住法はよくこの間の事情を説明してゐる。("...poor people are not restrained from going from one parish to another and therefore do endeavour to settle themselves in those parishes where there is the best stock, and the largest commons or wastes to build cottages, and the most woods for them to burn and destroy and when they have consumed it then to another parish, and at last become rogues and vagabonds to the great discouragement of parishes to provide stocks where it is liable to be devoured by strangers.) そこで定住法は無斷にその所屬教區を立去ることを禁じ、又他教區の者が萬一無斷に來たる時は直ちにその教區に送還すべき旨を規定した。この定住法が果してどの程度まで有効であつたか明かではない。如何なる法律もその時代の傾向に反して定められた時は、多く無効に歸する。唯私が第一に擧げた移住に對する自然的障害が相當有力であつたからして前述の如くその程度に於いて勞働の移動を阻害したであらうと考へる。

私は便宜上今まで勞働移動の二つの障害を同時的に見て説明して來た。しかし定住法の規定さるゝ頃にも勿論第一種の障害は存在してゐたが、その頃から漸

次に新しい刺戟が起つて來た。それは新しい綿業の著しい發達である。第十六世紀に於いてもそれ等の貧しい労働者の必迫せる状態を緩和するものとして纖維工業の發達が擧げられる。しかしこの時代に於いてはリップソンも指摘するやうに、あまり重きを置くことは出來ない。(Lipson, op. cit. p. 101) 然るに王政復興以後に於いては著しく盛になつて來た對外貿易の影響を受けて、内地産業の發達となり、人口は新産業の中心地へ移動するに至つたのである。定住法の煩雜なる規定は漸次に無視さるゝの止むなきに至つた。要するに定住法の規定さるゝ頃からすでにこの法制を無視させるほど強い誘引力を有する新工業が勃興し始めてゐたのである。

かくてこゝに二様の變化が生じて來たことを認め得る。一つは農家の副業としての紡績が次第に盛んになつて來たこと、他の一つは手工業が次第に一箇所に集注され、所謂マニファクチュアの制度が發達して來たことである。殊に労働者の移動と關係があるのは前者である。第十七世紀の後半に於いて自由小作人の數は漸次に減少する傾向を示してゐるが、今グレゴリー・キングの算定に従つ

て當時の農業人口を推定すれば次ぎの如くである。即ち一六八八年に貴族及び紳士階級に屬する者は僧院長を除いて、一萬六千五百六十家族で、その中一萬二千は後者に屬する。自由農夫は十六萬戸で、その中大なるもの四萬、小なるもの十二萬である。小作百姓十五萬戸、水呑百姓及び貧民四十萬に達し、この外に労働に従事する者三十六萬四千を擧げてゐる。(Hasbach, op. cit. p. 102) これ等の中で貴族及び紳士階級は勿論であるが、その外比較的裕福な自由農民及び最下級の労働者を除いて、大部分が家内工業に主として従事してゐたのである。かくの如き内職の工業労働者がどのくらゐあつたか確實な數字は不明であるが、大體上記の數字から推算して二百萬以上の者が全國に散在してゐたと考へられよう。彼等は大體に於いて元締商人に依頼して生活してゐた者であるが、こゝにそれ等から生ずる種々なる弊害を論ずる必要はない。唯後に工場制度が次第に盛んになつて來た時、これ等の半農半工の労働者は工場労働者となることを欲しなかつた。そのため一時工場労働者の不足を生じたほどであつた。何故ならば彼等の大部分が假令僅少なりと雖も土地を有してゐたし、又は共有地使用權を有してゐた。従つ

てその土地に對する愛著は彼等をして工場勞働者たることを厭はしめたからである。

以上私は當時に於ける農業勞働の移動に對する障害を大體説明したつもりである。かくの如き障害は第十八世紀末、産業革命時代に至り、漸次に除去されるに至つた。それ等が如何にして除去されたかはこゝでの問題ではない。産業革命當時の勞働状態についてはこれを他日に譲り私は次ぎに他の方面に於ける勞働階級の發生を論じたいと思ふ。

六

中世に於ける商工業はギルドの獨占組織である。取引の範圍が大體に於いて限定された地方的市場であり、製造方法が手工業である限りに於いてこのギルド獨占は有利であり、従つて又維持し得るものであつた。然るに漸次に市及び市場が發達して來た。すでに第十三世紀に於いて市場及び市の開催を許可されたもの約三千三百、第十四世紀には約千五百六十、第十五世紀は一四八二年までに約百合計約五百を算ふるに至つた。(Mrs. Green, Town Life in the fifteenth Century, 1907, Vol.

II, p. 26) 勿論市や市場を中心とする商業が大規模のものではなく、又大なる收入を得られるものでもなかつたことは明かである。しかしかくして漸次に發達して來た都市の市民は他の地方の者と接觸することに依つて、次第に啓發され、殊に外國との交渉は彼等の欲望を複雑なものとした。

商業の發達が人々の欲望を複雑ならしむると共に、取引の範圍は漸次に擴大され、こゝにギルドの統制を不可能ならしめた。換言すれば商品そのものが質に於いても、量に於いても著しく變化して來たのである。元來ギルドの制度は生産が需要に應じてこれを調節してゆくのであつて、所謂大量生産に依つて安價なものを供給するが如きことはその欲するところではない。故に今假令需要が増加しても急激にこれに應ずることは一般手工業者の好まぬところであつた。殊に親方は既得の利益を擁護せんために、あらゆる手段を利用した。徒弟制度の如きもその一つである。

徒弟制度の變遷についてはすでに他の機會に於いて詳述した。(前掲拙著第三章第二節參照)今こゝに必要な限度に於いて要約して述べて置かう。本來に於い

て徒弟制度はその職業修得の方法として定められたものである。故に初期に於いては必ずしも必要としない。もし親方たるに必要な素養があるならば、徒弟奉公をなさずして親方たり得たのである。然るに先づこれが親方たるに必要な豫備過程となつた。又初期に於いては一人の雇用し得る徒弟数は、その職業の技術上自ら制限さるゝ以外に、何等の制限も存してゐなかつた。然るに第十五世紀頃になると、都市の人口も増加し、徒弟たらんとする者が次第に増加して來た。かくして徒弟の數が増加し、もし彼等が前例に従つて悉く親方となり得るとすれば、すでに特權を有する親方にとつては競争者を増加し、不利益となる。そこで一方徒弟制度を利用して、徒弟數及び徒弟期間を制定し、徒弟の増加を防止すると共に、他方親方たる資格を嚴重にし、徒弟期間を終るもなほその資格にして缺くるならば、親方たり得ぬこととした。

かくの如き親方たる資格として擧げらるゝものを見れば、如何に無産者の子弟にとつて不利なるものであつたか、解る。即ち親方たるに必要な製作品試験は少なくとも理論上に於いては未だ各自の技倆に基いて定めらるべき筈のもので

ある。しかし多額の加入金や親方その他の組合員招宴の義務は到底一般の職人の負擔し得ないところであつた。然るに他方親方の子弟が有利なる條件を與へられてゐたことは、明かにこれ等の制度が親方等の利己心の發露であることを示すものである。即ち親方の子弟に對しては上述の加入金や招宴の義務を免除又は遙かに輕減してゐるのである。以上の状態はこゝに何を生じたか。明かにギルド内部に於ける分裂である。一つは親方を中心とする特權貴族階級で、他の一つは永久に親方たり得ない労働者階級とである。次ぎにこれ等の事情を今少しく分析して見ようと思ふ。

ギルド内部に於けるかくの如き對立が何時頃から起つたかは勿論明瞭ではない。恐らくかなり早くから惹起されたものと思はれる。と云ふのはすでに第十五世紀に親方たり得ない職人のギルドが發生してゐるからである。即ちヨオメシ・ギルドとか、ジョニイメン・アソシエションとか云ふ名義で呼ばれてゐるものがそれである。第十五世紀に於いてこれ等の日雇職人の組合が明瞭に存在してゐた都市を擧げれば、ロンドン、ヨック、コヴェントリー、ハル、ノオザムプトン、エクセタ

ア、ヒヤアフォド、オックスフォド、ビヅリイ等である。(Lipson, op. cit. p. 356) それに依つて見てもこれ等の職人の數が如何に増加して來たかを推測することが出来る。

かくの如き職人の發生は上述の如く親方の獨占政策に基くものであるが、他方が原因となり、又これが結果となり、職人階級の増加を促がしたものである。それはギルド内の職能の分岐である。當時の製造業は依然として手工業ではあるが、前述の如く次第に複雑となり、分量も増加して來たからして、親方だけを以つて全生産過程を統率することは次第に困難になつて來た。そこで最初の職能の分岐が起つた。即ちアンウィンの指摘するやうに、純然たる筋肉勞働はこれを職人及び徒弟に一任し、彼等は監督、雇主、商人、販賣者の職分を行ふに至つた。(G. Unwin, *Industrial Organization in the Sixteenth and Seventeenth Centuries*, 1904, p. 11) この傾向は始めの内は極めて不明瞭な程度に現れたに過ぎなかつたらうが、前述の如く一方親方の數を出来るだけ限定し、他方資本の増大するにつれて、一層明確になつたと思はれる。即ち二つの原因が相互作用して職能の分岐を甚しからしめたのである。

る。今さらにそれ等の分裂を述ぶる前に、少しくこれ等日雇職人のギルドの性質について略述する必要がある。

ヨオメン・ギルドはその組合員が親方たり得ない點に於いて親方組合に對抗するものであつた。しかし吾人はこれ等の團體が始めから親方に反抗するものとして作られたと想像してはならない。勿論もし順當に發達して行つたならば、當然有力なる對抗組合となつたかも知れない。しかしその設立された理由は全然宗教的である。即ち宗教上の儀式を行ふことを目的として許可されんことを親方ギルドに求めたものである。少なくともこれを口實とした。唯如何なる理由に依つて設立されたにもせよ、ヨオメン・ギルドは親方とは重要な點で利害が一致しない者の組合である。即ち賃銀及び勞働時間に於いて利害相反する。故に彼等の團體的行動は如何なる意味に於いても舊ギルドの欲するところではなかつた。殊に前述した一三八一年の農民一揆に際しては都會の日雇職人の間にも地方の農民の行動に影響され、それに類似の動搖があつたらうと想像され得る。即ちアシユレエの指摘するやうに、その時代には彼等はすでに多人數の團體になつ

てゐた。勿論彼等は甚しく蹂躪されたり、又は甚だしく酷使された形跡はないが、なほ彼等は親方となる見込みのないことを自覺し、假令その物質的地位を改善したとしても、それは職人としてあることを知り、かくの如き生活の改善に到達するのには彼等自身の力に依存すると云ふ新しい觀念を以つて活動を始めたらしい。そしてその目的を達せんがために宗教的理由と結合したと思はれる。(W. J. Ashley, op. cit. Vol. II. pp. 111-112) かくしてヨオメン・ギルドの對抗的要素は漸次に強められて來た。このことはロンドン市長が裁縫職人の組合組織の誓願に對する答に依つても推察することが出来る。即ち市長及び市の長老は從來の記録を調査した後「この種の會合は善行の信心深い口實のもとに懇求されてゐるけれども、それにも拘らずもしそれが許可されれば、件の職業に於ける他の會合がかつてなしたる如く明白に從來の法令に違反し、平和を攪亂せんとなしがちである」として嚴重に會合を禁じてゐる。(Charles M. Clode, The Early History of the Guild of Merchant Taylors, 1888, Vol. I. p. 63) しかしヨオメン・ギルドはそのまゝでは勞働者階級の組合とはならなかつた。換言すれば親方階級に對する反抗的組合として盛んにな

り得なかつた。何故か。私はこゝでこの點を明かにするにはさらにその後に取りつたギルド内部の職能の分岐を説明する必要があると思ふ。

七

ヨオメン・ギルドが舊ギルドに對する反抗的組合たり得なかつた理由の一つには確かに職人仲間の聯結が不十分であり、支配階級の壓迫に耐へ得なかつたことを擧げ得る。即ち鞏固なる組合を形成するのには少しく早熟であつたと云へよう。しかし他方その根本にそれ等の職人が未だ純粹の賃銀勞働者たらざりしところはその弱點が存してゐたと考へられる。

本來に於いて日雇職人は親方の手もとに雇はれ、その命令に従つて勞働に従事する者であつた。従つて年齢も若く、未婚者であつた。然るに前述の如く生涯一個の職人として終ることになれば、彼等の中には妻帯して一戸を構へる者の生ずるのは當然である。少なくとも彼等の中で多少餘裕ある者は親方から獨立し、日雇職人としてとはあるが、自ら經營せんとする者が生じた。この状態は又親方の側にさつても有利であつた。當時多くの職業に於いて次第にその範圍が擴大さ

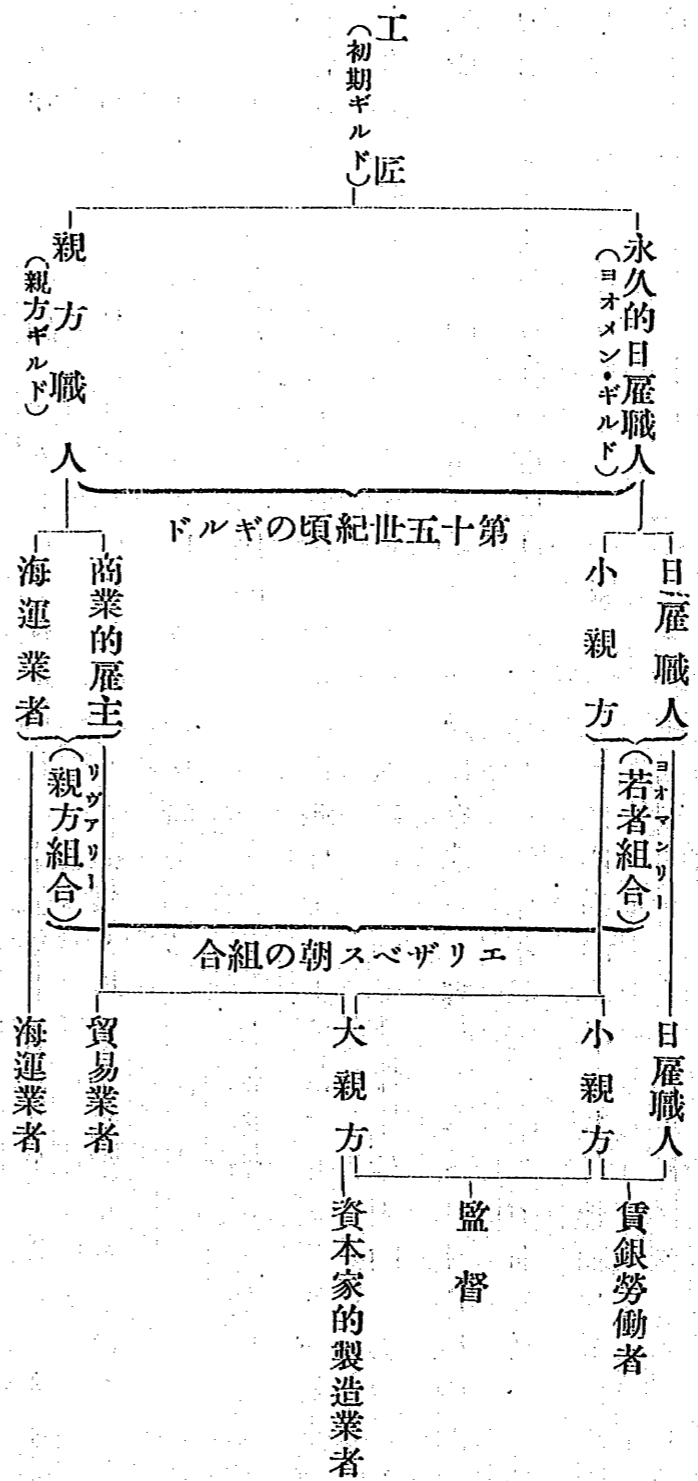
れて來たので、親方は前述のすべての職分を十分に果たすことが益、困難となつて來てゐた。そこで親方はそれ等の獨立せる職人に仕事を命じ、各職人の自宅に於いて勞働させる。かくして親方の職分から監督の役が除かれ、他の方面に十分活動することが出来る。(Urwid, op. cit. p. 11) 従つてこゝに純然たる商人的親方を生じ、さらにそれが擴大され、資本を運用するに至れば、商業資本家の發生を見る。かくして古い産業内にも家内工業制度を生ずるに至つたのである。

以上の親方側の變化を觀察したのである。他方日雇職人の方にも同じやうに一つの變化を生じた。即ち前述の如く少しく裕福なる職人は獨立して一戸を構へ、親方から製作を委託される。それ等の中少しく有能なる者は彼自身の勞働以上の仕事を行ふために、他の職人を雇用する。そこで彼等の地位は一個の小親方と化し去つたのである。従つて彼等は最早賃銀の引上げ、勞働時間の短縮に關しては他の純然たる職人とは利害が一致しない。こゝにヨオメン・ギルドの内部に不統一を生ずるのは當然であり、到底親方組合に強く對抗し得るわけがない。しかしもしヨオメン・ギルドの自然的發達に餘裕を與へ得たならば、あるひはそれ等

の小親方から分裂して、新しい勞働者の組合を組織したかも知れない。然るにこゝに他の方面に於ける甚しい變化がギルド組織を根本から變化せしめた。それはエリザベス朝に於ける國民的立法の影響である。

エリザベス朝の英國の國民的統一についてはすでに他の機會に於いて述べた。(前掲拙著第一章第二節參照) その政策の意義はギルド内部に存する親方對日雇職人の對立をそのまゝで調和せんとした點にあるのではなく、地方的であつた生産組織を廣く全國的に適用せんとした點に存する。殊にチユドル朝以後の商業的活動は益々、商業資本の重要性を示し、資本の所有者があらゆる方面に於いて勢力を占めるやうになつた。この點については前掲の本誌所載の拙稿に於いてあらゆる方面から詳述した。従つて又何等の資本をも有さぬ者は純然たる勞働者階級に這入らざるを得なかつた。即ち前述せる小親方たり得なかつた多數の日雇職人は近世の賃銀勞働者を構成した。又小親方となつた者も次第に發達して來た資本の活動につれて、一部は機運に乗じて一層大なる親方ともなり、工場組織の發展と共に資本家的製造業ともなつたが、大部分は再び賃銀勞働者の群に轉じた

のであつた。云ふまでもなくこれ等の變化は甚しく複雑になつて來たが、アンウインがその著第十七、八世紀産業組織論に圖示するところは最も要領を得てゐると思ふから、今こゝに必要な部分を多少の變化を加へて大體左に表示しようと思ふ。(Unwin, op. cit. p. 13)



この圖に依ればヨオマン・ギルドに次いで若者組合なるものを説明する必要があるかの如く思はれるかも知れないが、兩者に關しては實質的相違は認められない。單に内部に於ける日雇職人と小親方との分立が明かになつたに過ぎない。誤解なきために附記して置く。

以上極めて概括的ではあるが製造業方面に於ける近世の賃銀勞働者階級の發生を跡づけて來た。これ等の勞働者は大體に於いて舊ギルドの内部的崩解から生じたものであり、彼等の多くは相當の修業を積んだ者である。この點に於いて前述せる農業方面に生じた勞働者とは著しい相違がある。従つて新産業の發達に對して直ちにこれに應ずる可能性が少ない。彼等の大部分は工場發達以前、即ち産業革命以前に於いては都市に於ける勞働者には違ひないが、兎に角組合制度の保護を多少とも受けてゐた。彼等が所謂日雇職人から純粹の賃銀勞働者となるのは産業革命の洗禮を受ける必要があつた。機械の發明に依つて最も大なる影響を受けたのはこの種の勞働者であつた。従つて古い産業ほど機械の使用に困難であつた。今こゝにこの問題について論ずるのはこの論文の範圍を超え

ることになるから省略する。要するにこれ等の熟練せる職人が機械の發明に依り、他の不熟練勞働者と同様の地位に墜ちざるを得なかつたところに、これ等の人々の大なる苦痛が存し、又彼等が容易に工場勞働者たることを欲しなかつた理由である。

以上私は英國内地に於ける産業組織の變化から如何にして勞働者階級が發生するに至つたかを論じて來た。これ等二個の方面よりなる勞働者階級は大體に於いて後の近世賃銀勞働者階級の正系をなすものであると思ふ。然るにその何れに於いてもすでに述べたやうに直ちに工場勞働者となるには多少の障害があつた。その障害は産業革命と共に除去され、こゝに賃銀勞働者の大集團を形成するに至つたことは他の機會に説明するつもりである。唯その以前にこれ等の勞働者が如何なる状態にあつたかを少しく明瞭にするがために、他の事情について一言する必要があると思ふ。それは封建制度の崩解に基く、下流武士階級の解放と貧民問題とについてである。

八

すでに述べたやうに封建諸侯の財政はその生活程度の向上と頻繁に行はれた戦争とのために甚しく疲弊してゐた。殊に薔薇戦争の經濟的影響は甚だ大であつた。薔薇戦争以前に於いては假令財政上多少苦しい地位にあつたとしても、なほ大諸侯は勿論、一般のバロンも多くの點に於いて羨むべき地位にあつた。諸侯は彼等を首領と仰ぐ多くの武士に依つて圍繞され、相當の収入を得、相當に愉快な生活を送つてゐた。人民と共に祭宴をなし、臣下を連れて遊獵をこゝしてゐた。そこに多少粗野であり、素養を缺いてゐるところはあつたけれども、なほ他方封建制度のよい方面を發揮したのもこれ等第十五世紀の諸侯であつた。然るに薔薇戦争はこの状態を一變してしまつた。彼等は戦争のために出来るだけ多數の従士を養成せんとし、それに依つて大勢力とならんことを欲した。このことは諸侯の財政を全く破綻に陥入らしめたのである。(H. M. Hyndman, *The Historical Basis of Socialism in England*, 1883, pp. 13-14)かくして國內に於ける有力なる諸侯はこの戦争が終結を告げると共に、その勢力を失ふに至つた。外形上から云へば近世國家はエリザベス女王の時に完成されたと云つてよい。

中央政府が確立される、と共に、貴族階級の軍事的設備は不用になつて來た。加ふるに彼等は戦争に依る負債に依つて甚だ苦しんでゐた。そこで彼等が先づ不用なる抱人を解雇したのは當然である。すでに中央政府が設立される頃に至れば、諸侯と臣下、諸侯と農民との間には、從來封建制度治下に存したやうな恩顧關係は全く不用のものとなつてしまつた。従つて諸侯が不用の臣下を養ふべき義務もなくなつたのである。かくしてこれ等の下級武士階級は勢ひ賃銀勞働者となるか、又は貧民となつて浮浪せざるを得なくなつた。(Hyndman, op. cit. pp. 25-27) かくして第十五世紀及び第十六世紀の初期に於いて圍墻に依つて増加した貧民の數はさらにこのために一層多くならざるを得なかつた。

私はこゝにかゝる貧民の發生が當時の勞働者と如何なる關係に立つかを述ぶる前に、簡単に貧民増加が特に問題となる理由を述べて置きたいと思ふ。社會に貧民が存在することは特にこの時期の特徴と見るべきものではない。中世に於いてもかなり多くの貧民が存在してゐた。唯第十五世紀から第十八世紀にかけて、特に救貧問題が喧しく論ぜらるゝほど、貧民の状態が苦しくなつたのは、一方古

い中世の救濟機關が役に立たなくなつてしまつたのに、他方新しい救濟策が未だ完成されずに、徒らに拙劣な方法を繰返してゐたからである。

中世に於いて貧民救濟の任に當つたものは寺院であつた。然るに寺院の經濟生活は早くも第十三世紀頃からすでに贅澤となり、時には俗人の生活よりも遙かに高い程度の物質的生活をなすものも少なくなつた。(R. H. Snape, *English Monastic Finances in the Later Middle Ages*, 1926, p. 175) 従つて彼等は俗的領主と同様な財政的困難に陥入つてゐたから、到底貧民救濟を行ひ得るやうな餘裕がなかつた。故にヘンリー八世が一五三六年に小なる寺院の解散を命じ、次いで一五三七——八年に大寺院を解散せしめたけれども、そのために特に貧民が増加したとは思はれない。況んやコベットの云ふが如く、寺院の解散がなかつたならば、貧乏人とか、救貧税とか云ふやうな不愉快な言葉を聞かなくて済んだとは思はれない。(William Cobbett, *A History of the Protestant Reformation in England and Ireland*, 1829, Letter IV, Sec. 120) 唯に寺院ばかりではない。すでに述べたやうにギルドそのものも内部に著しい變化を蒙り、次第に救濟事業の如きものからは遠ざかつて來てゐたのである。

以上の諸條件に加ふるに、ヘンリー八世の時代の一五四五年と一五四六年との惡貨の鑄造續いてエドワード六世の一五四九年と一五五一年との同様の政策は著しく物價を騰貴させた。かつ當時メキシコ並びにペルウから輸入された多量の銀は一層この傾向を甚しからしめた。かくて食料品の價格が賃銀に比して著しく高くなつたのである。

以上述べたやうに、當時に於ける貧民の増加は種々なる原因が相作用してゐる。即ち失職者が増加した上に、救貧設備は全く不完全であり、物價は騰貴したので困窮を甚しくしたのである。その結果例へば一五四九年のロバート・ケットの騷動の如き農民一揆を見るに至つたからである。これに對して所謂救貧法なるものが制定さるゝに至つたのである。

今こゝに救貧法を委しく論述する必要はない。唯救貧法が勞働者階級の發生に如何なる影響を與へたかと云ふ範圍に限定すれば、大體三個の點に要約することが出来る。第一はすでに記述した教區定住の規定の影響である。この點はこゝに繰返す必要はない。第二は貧民の兒童の増加であり、第三は貧民ならざる勞

働者の貧民化することである。従つて第二、第三の結果として救貧税が増加する傾向を生じたのである。次ぎに第二、第三につき簡単に述べて置かう。貧民の兒童の増加は誤れる救貧法に基くものである。貧民はその子孫の養育に何等の責任をも有さなかつたからである。この救貧法施行の缺陷は當時の生産力の増加と結付いて著しい人口の増加を示してゐる。即ち一六〇〇年には五百萬と推定されてゐた人口が、一七五〇年には六百五十萬、一八三一年には一千三百八十萬に上つてゐる。(Meredith, op. cit. p. 233) 次ぎに貧民ならざる勞働者の貧民化は又救貧法規定の缺陷から生じたものである。即ち一七二三年の救貧法に於いては無差別の救助を避けんがために、勞働能力ある貧民には授産所を設け、仕事を與ふることにした。然るに救貧法を施行するに際し中央政府の統制が完全に行はれなかつたために、こゝに大なる弊害を生じた。即ち雇主が貧民を極めて安い賃銀で雇用する。普通一般の勞働者が到底耐え得ないやうな低額の小遣を與へて、貧民を使用する。その結果普通ならば主張し得る筈の勞働者が失職して貧民となる。要するに救貧法制度の多くの缺陷はこゝに一層多くの貧民の群を生ずるに至つ

たのである。

以上の如き状態から一般勞働者の生活は漸次に悪化してゐたことは承認することが出来る。勿論産業革命以前に於いては上述の如く農民も手工業者もある程度の生活の安定は得てゐた。又時には青雲の志を伸ぶることも全然不可能ではなかつた。しかし次第に彼等の生活は安定を失ひ、その地位を喪失するに至る運命にあつた。農夫はその儘に保有せる土地を失ひ、工匠はその熟練を無に歸する運命にあつた。この意味に於いて一七六〇年以後に起つた機械の發明、動力の發見はこれを革命と呼ぶに相應しい事件であり、かくして彼等は過去の特權を失ふと共に、その周圍に多くの競争者を發見したのであつた。婦人及び幼年勞働者、アイルランドの不熟練勞働者等は彼等の生活を益々低下させたのである。私にはこれ等の傾向をすでに救貧法制度の缺陷中に發見することが出来ると思ふ。かくして上述の如く各方面から生じつゝ、あつた勞働者階級はこゝに近世工場制度を運用する油として、一つの集團を生成するに至つたのである。産業革命時代の勞働状態は暫くこれを他日の機會に譲ることとする。(昭和三年十二月十六日稿)

ルドルフ・シュタムラーの經濟學方法論

(社會的法的經濟學派研究 其二)

奥田忠雄

一、序論

社會的法的經濟學派の本質とその價值、並に該學派成立に對するシュタムラーの貢獻

二、本論

- (一) 社會哲學と社會科學の一部門としての經濟學の關係並に社會哲學の課題
- (二) 社會の先驗的分析——社會の形式と素材、規制と實質との分離
- (三) 事實としての社會——社會形式と素材、規制と實質との綜合的統一——社會生活の一元論
- (四) 社會的目的論

一、序論

曾て、カントは『直觀と概念とは吾人の知的活動を相互に完成し合ふ要素をなして居る。直觀なき概念は空虚であり、概念なき直觀は盲目である。』と云つた。此の言葉は正に過去に於ける經濟學派、殊に古典派と歴史派との缺陷を指摘するに最も適切なるものであらう。

近世の理性論は從來神聖視されて居つた、宗教上、政治上、道德上の凡ゆる傳統、歴史的存在を破